

## 空き巣などの侵入盗に注意!!

問 安心安全課 ☎ 56-0611

HPを見る 記事ID 13500

犯人は、窓ガラスを割ったり、玄関ドアをバール等でこじ開けて侵入します。外出する際は、必ず窓や玄関の施錠を確認すると共に、補助錠や防犯フィルム、ガードプレートなどを活用しましょう。また、侵入盗の対策には、「光」「音」「時間」「地域の目」が重要です。被害に遭わないために積極的に防犯対策を行いましょう。

放置自転車  
クリーンキャンペーン月間

問 安心安全課 ☎ 56-0611

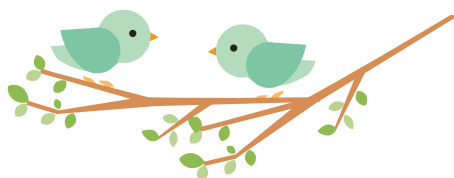
HPを見る 記事ID 10660

～困ります！自転車置きざり 知らんぷり～  
本市では、昨年202台の放置自転車を処分しています。放置自転車は通行の妨げとなるばかりでなく、犯罪の温床となりかねません。一人ひとりが駐輪マナーを守って、放置自転車の無い快適なまちづくりにご協力ください。

## 【自転車盗は犯罪です!】

市では、2019年1月から9月末現在で、91件の自転車盗難の被害が発生しています。盗難自転車は、別の犯罪に使われたり、乗り捨てられて、放置自転車となる場合があります。

- 自転車から離れるときは、短時間でも必ずカギをかけましょう
- ワイヤー錠などを使ってツーロック(カギを2つかける)にしましょう
- 防犯登録、記名をしましょう
- 路上等に放置せず、駐輪場に駐車しましょう
- 盗難にあったら、警察に盗難届を出しましょう

プレミアム付商品券の申請は  
11月30日までです問 プレミアム付商品券専用コールセンター  
☎ 0120-805-388

HPを見る 記事ID 13070

住民税非課税者で購入を希望する人の内、まだ申請していない人は、11月末までに申請してください(消印有効)。期間までに申請がない場合は、辞退したものとみなされますのでご注意ください。申請書が届かないなど、不明な点はコールセンターへ問い合わせてください。

2020年版「くらしの豆知識」  
の配布

問 悩みごと相談室 ☎ 56-0551

HPを見る 記事ID 11177

くらしに役立つ情報をコンパクトにまとめた「くらしの豆知識」を配布します。

今回の特集は「ひとり立ちを応援！消費生活ナビ」「災害に備える」です。

11月18日(月)から悩みごと相談室窓口で100部配布(なくなり次第終了)

## 健康・福祉

## DV相談

問 子ども家庭課家庭係 ☎ 56-0633

HPを見る 記事ID 4738

DV(ドメスティックバイオレンス)とはDVにはあらゆる形の暴力が含まれます  
**身体的暴力:**平手で打つ、足で蹴る など  
**精神的暴力:**大声で怒鳴る、ののしる など  
**経済的暴力:**生活費を渡さない、仕事をすることに反対する など  
**性的暴力:**嫌がっているのに性的な行為を強要する、避妊に協力しない など  
**相談窓口** 暴力に悩んだら、暴力を受けている人を見かけたら、一人で悩まずにすぐに相談してください。

市家庭児童相談室 63-9500(平日9:00~17:00)

女性相談 56-0633(月2回、予約優先)  
県女性相談センター 052-962-2527

(平日9:00~21:00、土・日9:00~16:00)

DV相談ナビ 0570-0-55210(最寄りの相談窓口を案内します。相談は、各機関の相談受付時間内に限る)

11/12~25

## 女性に対する暴力をなくす運動

夫、パートナーからの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為など女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。

女性の人権ホットライン  
強化週間

問 福祉課 ☎ 56-0553

HPを見る 記事ID 4051

時 11月18日(月)~24日(日)

8:30~19:00(土日は10:00~17:00)

内 DV、セクハラ、ストーカー行為などの女性の人権問題に関する相談。

相談内容の秘密は固く守られます。一人で悩まず、気軽に相談してください。

相談 0570-070-810(女性の人権ホットライン)

## 国民年金保険料控除証明書

問 ナビダイヤル ☎ 0570-003-004  
03-6630-2525  
(050から始まる番号)

HPを見る 記事ID 4676

ナビダイヤル受付期間:11月1日~3月15日

国民年金保険料は税申告において2019年1月から12月までに納めた保険料が社会保険料控除の対象となります。

2019年1月1日から10月1日までに納付された人には11月上旬に日本年金機構より「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が送付されますので、年末調整・確定申告の際に必ず添付してください。また2019年10月2日から12月31日までに今年初めて納付された人は、2020年2月上旬に送付されます。